

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第22号

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則（平成23年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（実費の徴収）</p> <p>第2条 市長は、定期接種又は任意接種を行った場合においては、当該予防接種を受けた者又はその保護者等から実費として予防接種1回につき、次の各号に掲げる予防接種の種類に応じて、当該各号に定める額を徴収するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者新型コロナワクチン <u>4,700円</u></p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（実費の徴収）</p> <p>第2条 市長は、定期接種又は任意接種を行った場合においては、当該予防接種を受けた者又はその保護者等から実費として予防接種1回につき、次の各号に掲げる予防接種の種類に応じて、当該各号に定める額を徴収するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者新型コロナワクチン <u>2,100円</u></p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

(健康福祉部健康づくり課)